

岩国市男女共同参画推進条例

平成19年9月27日
岩国市条例第29条

(前文)

私たちが目指す社会は、男女の人権が尊重され、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できる社会である。

近年、少子高齢化、高度情報化、家族形態の多様化など、私たちを取り巻く社会経済情勢は、急速に変化しており、このような変化に適切に対応していくことが求められている。

こうした状況の中、岩国市が将来にわたって豊かで活力ある都市として着実に発展していくためには、男女が互いに人権を尊重し、協力し合い、あらゆる分野の活動に共に参画できる男女共同参画社会を実現することが必要である。

ここに、市、市民及び事業者が協働して、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進するため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、並びに市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- ① 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画し、共に責任を担うことをいう。
- ② 積極的改善措置 前号に規定する活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、推進されなければならない。

- 2 男女共同参画の推進に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における主体的で自由な活動の選択を妨げることがないように配慮されなければならない。
- 3 男女共同参画は、男女が、社会の対等な構成員として、市その他の団体の施策又は方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、推進されなければならない。
- 4 男女共同参画は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動と就業、就学、地域活動その他の社会生活における活動とを両立して行うことができるようにすることを旨として、推進されなければならない。
- 5 男女共同参画は、男女がそれぞれの身体的特質について互いに理解を深め、尊重し合うことにより、生涯にわたり健康的な生活を営むことができるようにすることを旨として、推進されなければならない。
- 6 男女共同参画は、国際的協調の下、推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める男女共同参画の推進についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(市民の責務)

第5条 市民は、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に努めるとともに、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、その事業活動に関し、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に努めるとともに、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(基本的施策)

第7条 市は、男女共同参画を推進するため、次に掲げる基本的施策を行うものとする。

- ① 広報活動等を通じて、男女共同参画についての市民及び事業者の理解を深めるとともに、学校教育を始めたところのあらゆる教育の場において、男女共同参画を推進するために必要な措置を講ずること。
- ② 家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野における活動の意思決定過程において、男女間に参画する機会の格差が生じないように、市民及び事業者と協力し、啓発等を行うこと。
- ③ 男女が共に家庭生活における活動と社会生活における活動とを両立して行うことができるように、必

要な支援を行うこと。

- (4) 男女がそれぞれの身体的特質について互いに理解し、生涯にわたり健康的な生活を営むことができるように、必要な措置を講ずること。
- (5) 配偶者その他親密な関係にある者又はあった者に対する暴力的行為（身体的又は精神的な苦痛を与える行為をいう。）及び他の者に対し、苦痛、不快感又は不利益を与える性的な言動を防止するとともに、これらの被害を受けた者に対し、必要な支援を行うこと。
- (6) 男女共同参画の推進に関する施策を効果的に実施するため、男女共同参画に関する調査研究及び情報の収集を行うこと。
- (7) 市民及び事業者が行う男女共同参画の推進に関する活動に対し、情報の提供その他必要な支援を行うこと。
- (8) 男女共同参画を推進するために必要な体制を整備すること。

（基本計画）

第8条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画の推進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、基本計画を策定するに当たっては、市民の意見を反映することができるよう配慮するものとする。

4 市長は、基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ、岩国市市政市民会議条例（平成18年条例第312号）第2条第1項第1号に規定する総合政策市民会議（以下「市民会議」という。）の意見を聴かなければならない。

5 市長は、基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 前3項の規定は、基本計画の変更について準用する。

（協力の要請）

第9条 市長は、必要があると認めるときは、事業者に対し、その事業活動における男女共同参画の状況に関する調査について協力を求めることができる。

（年次報告）

第10条 市長は、毎年、男女共同参画の推進の状況及び男女共同参画の推進に関する施策の実施の状況についての報告書を作成し、これを公表しなければならない。

（苦情等の申出の処理）

第11条 市長は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策について市民又は事業者から苦情、意見その他の申出があったときは、当該申出に対し、適切に処理するよう努めるものとする。

2 市長は、前項の申出があった場合において、特に必要があると認めるときは、市民会議の意見を聴くものとする。

（相談の申出の処理）

第12条 市長は、性別による差別的取扱いその他の男女共同参画の推進を阻害する行為について市民又は事業者から相談の申出があったときは、関係機関と連携して、当該申出に対し、適切に処理するよう努めるものとする。

（委任）

第13条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年6月27日条例第24号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成20年10月1日から施行する。